

教育訓練給付制度とは

労働者や離職者が、自ら費用を負担して、厚生労働大臣が指定する教育訓練講座を受講し修了した場合、本人がその教育訓練施設に支払った経費の一部を支給する雇用保険の給付制度です。

教育訓練給付制度の詳細については厚生労働省 Web サイトでご確認ください

>> [厚生労働省 Web サイト「教育訓練給付制度について」](#)

教育訓練給付制度対象講座

クリアールは厚生労働省「教育訓練給付制度」に基づく教育訓練講座を実施しております。厚生労働省より指定を受けている講座は以下のとおりです。

通信制

教育訓練講座の名称	訓練期間	教育訓練経費(円)			指定番号	指定期間
		入学料	受講料	合計		
公認会計士上級クラス 7月生通信講座	12か月	0	495,000	495,000	136810110547	平成28年4月1日 ～平成31年3月31日
簿記検定1級 フルパック通信	6か月	0	163,100	163,100	136810110869	平成28年4月1日 ～平成31年3月31日
税理士簿財アドバンス レギュラー通信	11か月	0	240,000	240,000	136810710037	平成28年4月1日 ～平成31年3月31日
行政書士 完全合格初学者 カレッジコース通信	11か月	0	169,000	169,000	136811210040	平成27年4月1日 ～平成30年3月31日
通関士合格通信 ダイレクトコース DVD	10か月	0	148,000	148,000	136811210052	平成27年4月1日 ～平成30年3月31日
税理士法人税法 レギュラー通信講座	11ヶ月	0	240,000	240,000	136811310024	平成28年4月1日 ～平成31年3月31日
社会保険労務士 上級マスター Aコース DVD 通信	11ヶ月	0	177,000	177,000	136811310037	平成28年4月1日 ～平成31年3月31日
中小企業診断士 1次2次ストレート 合格コース通信	11ヶ月	0	254,100	254,100	136811420011	平成26年10月1日 ～平成29年9月30日
社労士一発ストレート 合格AコースWEB通信	11ヶ月	0	180,000	180,000	136811420024	平成26年10月1日 ～平成29年9月30日
司法書士 合格ルート 1年スタンダードコース	12ヶ月	0	360,000	360,000	136811510011	平成27年4月1日 ～平成30年3月31日
簿記検定2級パック	3ヶ月	0	53,000	53,000	136811610011	平成28年4月1日 ～平成31年3月31日
簿記検定マスター講座	12ヶ月	0	165,000	165,000	136811610024	平成28年4月1日 ～平成31年3月31日
社会保険労務士 中級パーフェクトコース	12ヶ月	0	164,000	164,000	136811610037	平成28年4月1日 ～平成31年3月31日
社会保険労務士 中・上級W受験コース	12ヶ月	0	187,000	187,000	136811610040	平成28年4月1日 ～平成31年3月31日
行政書士スピード マスターコース通信	11ヶ月	0	113,600	113,600	136811610052	平成28年4月1日 ～平成31年3月31日